

笠松町 物価高対応子育て応援手当のご案内

物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、**こども1人につき2万円の一時金「物価高対応子育て応援手当」**を支給します。

1. 支給対象者

- ① **令和7年9月分**の児童手当受給者
- ② 令和7年10月1日から**令和8年3月31日**までに出生した児童の養育者

2. 支給額

対象児童1人につき2万円（1回限り）

3. 支給について

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

笠松町から令和7年9月分の児童手当を支給されている方



申請は不要です

同封の案内が届いた方は、このままお待ちください。

※ただし、受給を辞退する場合や、振込先を変更する場合は、手続きが必要となります。

手続き期限：**令和8年2月5日（木）**

- ① 令和7年10月1日以降に出生の児童の養育者
- ② 公務員の方



申請が必要です

- ① 出生届出時に、窓口で案内します。
- ② 公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

申請期限：**令和8年3月31日（火）**
ただし、令和8年3月1日から31日に出生した児童については令和8年4月30日（木）まで
※郵送は当日消印有効



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに笠松町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに笠松町の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ先

- 笠松町役場 福祉子ども課 「物価高対応子育て応援手当」担当
電話：**058(388)1116**（受付時間：平日8:30～17:15）
- こども家庭庁 コールセンター
電話：**0120-252-071**（受付時間：平日9:00～18:00）